

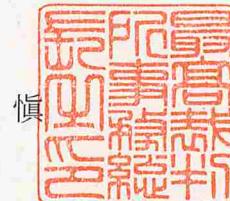
最高裁秘書第1297号

令和2年6月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和2年4月6日付け（同月8日受付、第020052号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和29年3月22日付け訟一第168号訟廷部長事務取扱通達「選挙法違反事件のうち受理、結果通知及び判決書謄本の送付を要する事件に関する取扱について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

選挙法違反事件のうち受理、結果通知及び判決書謄本の送付を要する事件に関する
取扱について

昭和29年3月22日訟一第168号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長あて訟廷部長事務取扱
通達

公職選挙法第二百二十条、同第二百五十四条により受理、結果の通知及び判決書謄本の送付を要する事件については、今後左記のように取り扱つて下さい。

なお、簡易裁判所には、所管地方裁判所からこの旨を伝達して下さい。

記

一 右事件を受理した場合は、記録の表紙の欄外に「要通知」と朱記し、通知及び送付漏れのないように十分注意すること。

二 公職選挙法第二百二十条第三項により判決書謄本の送付を要する事件につき上訴の申立があり上訴審へ記録を送付するときは、原審判決書の謄本（控訴審から上告審へ送付するときは、第一、二審判決書の謄本。）二通を添付のうえ送付すること。